

## 第9回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成17年11月23日午後4時00分

場所：STV北2条ビル7階 5号会議室

A副委員長

それでは時間も経ってしまっているのですが、貴重な時間なので、委員長が到着したらボタンタッチするというので、先に進めさせていただきます。19日に中間答申の内容を全部読んでいくというつもりでしたけど、課題から以降は残っている部分なので、その作業を今日したいと思います。一応今までの19日に配った答申書の案を今日は読んできていただいているということで、どこから始めてもいいだろうと思いますけれども、一応作業の手順に合わせますと、課題について皆さんの方から意見を出してもらおうということをしてしたいと思います。その前に資料の確認ですけども、20日から23日に作成された原稿ということで、先回の話の踏まえて再度原稿が提出されていますので、これについて委員長がやって来た時点で触れるという方が流れとしてはいいかもしれませんので、これをお読みいただいて、課題のところを整理していると。まあそういう風に本当はいけばいいんですけど、うまくいくでしょうか。それで中間答申の一次案というものを開いていただきたいと思います。それで28ページが第3章の条例の課題という風になっております。それで先回と同じように読んで進んでいくという風にした方が、どうでしょう。皆さんの方は読んでいただいていますから、文言、どこのラインの話をしているという風に指示していただいて、意見を出していただければと思います。それでは第3章の条例の課題という所に。その前に今日は6時の時点で「次、何時まで」と設定するようにしたいと思います。高校生も時間が来たら退席という風に今回もしたいと思いますので。それでは第3章、いきましょう。どのような条例を目指すべきかという章から、前の章からこの『1. 条例の課題』というのが書かれています。見出しのように権利保障を総合的に規定するという条例にしたいということで、3つの柱が立っています。これについてどなたか意見がありますか。これは今、委員長が到着してまた発言があるかもしれませんが、一応これは通っているということで。それでは条例の課題の2ですね。

C委員

28ページの1の『どのような条例を目指すのか』という所で、(2)なんですけれど、そこの所を言いそびれました。ちょっと1番だけだと思って読んでいたものですから。(2)の所です。「条例検討子ども会議の設置」という所ですが、子ども会議という言葉を使ったことに何か理由があるのであれば、先に教えていただきたいのです。というのは、子ども委員会を設置してはどうかというようなことを親部会の報告の時に、第5回ですけども、ペーパーで私の方から出しているんです。それから第6回の中から、それ以

降も僕は子ども委員会という言い方をしてきましたし、他の委員の発言も子ども委員会という発言が多かったと思うんですが、あえてここで子ども会議という言葉を使ってきたことに何か理由があるのかなということで質問したいんです。

A副委員長　これは流れがあったと思うんですけども、子ども会議というものがどういう組織の性質を持っていて、どこに帰属しているかという組織的なことは議論して、十分組織図のもとにこれを議論したわけではないので、子ども会議というのは子ども議会の子どもの動きというものと、フォーラムなどでの発言などというものと結び合っているものだろうと思います。先生の方の委員会で表現した趣旨、意見などをちょっとお聞かせいただければきっとこれとの関係がついてくると思います。

C委員　子ども会議、あるいは子ども議会と言った場合、子ども議会というのは明らかに議員の資格が決められていて、そして何カ月間に渡るんでしょうかね、何回かの会議をもって市政に子どもの意見を反映する目的で過去何年間かなされていることだと思うんです。それからいろんなフォーラムで子どもが意見を言う機会もあります。それはそれで十分必要なことだと僕は思っているんですけども、あくまでも子ども委員会、今まで何回かお話をさせていただいた子ども委員会というのは、私たちが今中間答申をつくらうとしていますが、その中間答申をしっかりと吟味してもらおう組織といいですか、そういうような組織体をつくるべきだと。それはある程度の長い時間を責任を持ってといいですか、時間をかけて何回も目を通していただくと。そして意見を出してもらおうと。それで修正を加えるとか、そういうような形をとる必要があると思うので、あくまでもこの子どもの権利条例の制定の経過をしっかり見ていただいて、そして最終答申をする時にきちっと子どもたちの意見が反映されているという形をとった方がいいなと思ったものですから。他の自治体などでも子ども委員会、まあ名前がどうであるかというのはそんなにこだわる必要はないのかもしれないのですが、きちっとした組織体としてあるべきだろうということで、子ども委員会という風に言わせていただきました。以上です。

A副委員長　今のご発言で似たような意見の方はいますか。コメントを加えていただきたらと思います。いますか。

B副委員長　表題は子ども会議と書いてありますけれども、『子どもたちの参加が十分だとはいえません。そこで、「条例検討子ども会議」を設置し、当委員会がつくった』って、下の方では当委員会という文章になっていますよね。これは今、C委員が言われた中身がその文中で『条例素案を子どもの視点で逐次検討してもらい、その意見に基づきさらに条例の内容を充実させて、云々』と書いてある中身からいけば、これは委員会というようなことでも妥当じゃ

ないだろうかと思ってはいるんですけども。ここは会議ではなくて委員会ということではないだろうかと思います。

A副委員長      のB副委員長の方のお話で内容的にはどうということをするのかということが書かれているので、会議というよりは委員会という方が相応しいというような趣旨の発言だったと思いますけれども、名前の問題だと言っているのはどっちでもいいということになりますけれども。会議ということになるよりは委員会の方が何か焦点が定まっているような気がします。まあ、代表をどういう風を選んで身分をどういう風にするかということはまだ決まっておられません。ほかにどなたか発言はありますか。

D委員              名称の件ですからどうでもいいことかと思うんですが、この全編に流れているのが、いわゆる委員会という名前にすると非常に固くなる。そしてまたいかにも高校生だけ、中学生だけ。子どもというのがそこに集約されてしまうような表記になるんじゃないかなという気がします。ちょっと話が戻ったりするんですが、前の部分でも幼稚園・保育園の部分は非常に短くて、小学校は膨大に長い。学校が修得主義で、就学前が履修主義という、その発達の連続性のシステムの違いを私たち大人は認識しているのだろうかという視点から見ても、どうしても大学がこうだから高校も勉強内容はこうしよう、高校はこうだから中学校の入試をこうしようという風な、どうしても上からおりてくるような固いシステムになる。そしたら委員会というとなんか固そうな気がするんですけどね。内容はここに明記してありますからいいんですけど。まあ、どっちでも大差はないですけど、柔らかい言葉の方がいいかなと思ったりもしないでもないですけど、これは別に感想です。意見というよりは。

A副委員長      今、D委員の方から子どもの視点に立ってということで、しかも年少の子どもというものも含めて柔らかい表現が相応しいというご発言なんですが、その辺の議論はしていなかったので見直しをするとしたらそういうことも含めて正しい表記という、相応しい表記ですね、それを目指すべきだろうということだと思います。これについて議論していく必要性、多数決で決めてしまうという話になってしまうんですけども、どうでしょうね。もう少しあとから整理するというのもいいかと思います。皆さんの中でいろいろ議論しながら考えていただければと思います。ということで28ページの所は問題なければ、29ページに進みたいと思います。『みんなで「子どもの権利」を学ぶ』という書き方をしているんですけども、子どもの権利というものの学び方が足りない、あるいは子どもの権利条約についての普及も十分ではないといったようなことから、人権教育の必要性というものがここで謳われているんですけども、今回も教育委員会等からこの人権教育に取り組みたいということが、話としてもうスタートしているということだったので、そ

れも加味したような内容になっています。大人たちがどういう風に学ぶかとか、大人の中の専門家でない人たちがどういう風にこれを学ぶかというようなことを書き分けてはおりませんが、やはり市民みんなで子どもの権利を学ぶという趣旨で、これが書き起こされていると思います。これについての皆さんの意見がありましたら述べてください。

B 副委員長 意見じゃないんですけれども、30ページの(4) これ(4)(5)とかずっといいんですよね。

A 副委員長 いや、今29ページの(1)の所で。

B 副委員長 すいません。

A 副委員長 更に先に進みますか。

B 副委員長 いや、ちょっとした訂正というか、30ページの下から5行目、公民館とありますね。これ、札幌市には公民館という正式なものはないんですよ。ですからこれは公民館とは書かないで、もし書くとするならば区民センターだとか、地区センターであるとか、そういう表現になってこないと札幌市のあれにはマッチしないということになります。

A 副委員長 今回このような訂正箇所も重要だと思いますので。

事務局(課長) B 副委員長、あれ、月寒公民館がございますが、1館だけ。

B 副委員長 ああ、そうか。

A 副委員長 注書きがいずれにしても必要ですね。

C 委員 地区センターを加えればいいじゃないですか。地区センターを一般的にして。

A 副委員長 ああ、そうですね。公民館の次に地区センター、という直し方にさせていただきます。それでは先ほどの29ページの所の人権教育とか学習カリキュラムについての部分は、皆さんの方で読んでみて。

D 委員 (1)の『みんなで「子どもの権利」を学ぶ』という所なんですけれども、真ん中ぐらいに『また、子どもにとっては、学校での人権教育が重要です』と書いてあります。このちょっと上の方に『子どもに対し、権利を伝えてきたことはなかったように思います』というくだりがあるんですが、みんなで子どもの権利を学ぶという時に、私の法人の一つである保育園では、子どもの人権を大事にする保育というのは何だろうということを実践しているわけですけども、この全体の文の中には子どもに権利を教えるとか、学校での人権教育というのが子どもに権利を教えるという意味の人権教育なのか、つまり大人の学びの部分の記載があまりないというのが。何か加えてもいいんじゃないかなという感想を持ちました。それだけです。

A 副委員長 同じような意見の方、いらっしゃいますか。

E 委員 11月17日の原稿執筆担当者に配られたものの中には、例えば学校での教育実践という項目が独自に設けられていたりしたんですよ。それはいろいろ

削られたというか、統合されて、この大きな『「子どもの権利」を学ぶ』という所に統合されたと理解していたんですけど、それでいいんですよね。それをまた細分化した方がいいんじゃないのかというのが、D委員の。

D委員           いや、細分化というよりも、これにちょっと1行でも2行でも何かしら加えてもいいのではないかな、どうでしょうかという。わかりきっている言葉なのであえて書いてないのかもしれないけれども、ということでの話です。

E委員           それは是非書いた方がいいと思います。

A副委員長       今のところで言えば5行目の『これまで、学校および家庭・地域での日常生活の中で、子どもに対し、権利を伝えてきたことはなかったように思います』というあたりが関連してくる所かなと思います。十分親たちも学んでいないので、教えていなかったんだという所について少し触れたらいいかもしれませんね。下の方の5行目、『しかし』以下に入れるとしたらちょっと大変なことになりますね。文言はちょっと。整理されませんが、入れるとしたら言葉としてこのあたりに入るということでよろしいでしょうか。あとで完成したものをもう1回、読んでいただくことに。じゃ、次。(2)の方の『生活の中での権利保障』という所にいきたいと思いますが、よろしいですか。ここでは何か、表記、文言でちょっと違っているというか、読みづらい所があれば指摘していただきたいんですが。アンケートの数字は別の参考資料の所の中から引いて書いています。

C委員           その段落は、僕の書き間違いかもしれないんですけど、どこかに飛ばんじゃなかったですか。ここから削除されて。違いましたか。この4行。

A副委員長       これは数字を確認するだけの。

B副委員長       肯定感をもうちょっと。札幌の子どもたちの所の家庭の子どもの所に。これをそっちへ移すということではなくて、こっちの方に新たにもう一つ加えていったらどうかという、この間の意見なんですよ。

A副委員長       ほかの方でここについてこんなことを書いてほしいというか、書いてないのかという確かめも含めて意見がありましたらどうでしょうか。

F委員           前に何か書いてあったような、なかったような気がするんだけど、29ページの下から5行目、『世界の子どもたちと比較して』って、例えば韓国あたりが80だとか、何かそんなような数字を見たことがあるので、何か1つぐらい入れて書いた方がいいかなと思うんですが。韓国とかアメリカとか、何かドイツだったかな、出ていましたね。

A副委員長       これは具体的に青少年の国際比較のデータからこういう文章が書かれているので、具体的に何か入れるという書き方が一つありますけれども。上のカギ括弧の「進学実現」という言葉を強調しているんですけども。まあ、最大の目標としているという意味で強調した書き方で、特定の専門的な言葉ではないです。そうだとすると少し動詞的な表現の方がいいかもしれません。

「子ども期」という言葉で上にカギ括弧で出ているのは、ある意味で子どもらしい時代を暮らせるという、このレポートの答申の趣旨がずっといろんな所で言われているので、「子ども期」はこれで通るかもしれませんが、カギ括弧の時はちょっと注意した方がいいかもしれません。

C 委員 一般的な言葉であれば進路実現ではないかなと思うんですけども。

A 副委員長 それは学校とは限らない？

F 委員 そうだね、そうとは限らないしょ。

C 委員 いろんな進路がありますので。大学もあれば専門学校もあるし、ということだと思います。進路実現の方が一般的かなと思います。

A 副委員長 読んだ皆さんの印象はどうか。

G 委員 私の中学校の所にも書いたんですけど、いわゆる進路実現ということで。目先は進学かもしれないですけど、将来的にはそういういろんな立場に立つわけですから、その一つの方法として進学があるということであって、カギ括弧を付けちゃうと私は違和感があります。一般的にはC委員も言ったように進路実現という言葉が、私は一般的だと思っていますけど。

A 副委員長 じゃあカギ括弧を外して、進路実現と書きましょうか。

H 委員 ここで強調しているのはそういう進路実現というよりも、国連の勧告にもあったように過度に競争的なのというような意味合いも、その強調性もあるのかなという意味では単なる進路実現ということとは違うのかなという風に読んでいたんですけども。

A 副委員長 同じような読み方をした方、いらっしゃいますか。

D 委員 もし進路実現に表記を変えたとなると、それ以下の文章も少し変えなくちゃならないだろうと思うんですけど。僕は今のH委員のお話のような受け止め方をして、あえてきつこういう風にしたんだろうと、自分で納得しました。一般的には進学というよりは進路指導という風な、これはどこでもそうだろうと思うんですけど。私ども短大でも編入で、あるいは就職でということもまとめて進路という言葉を使いますが、この項目に関しては甲斐先生と同じような受け止め方をして特に違和感はないかなと。もし進路実現にするのであれば多少そのあとの文章を変えなくちゃいけないんじゃないかなと思いますね。

A 副委員長 ほかの皆さんの意見の方はどうでしょうか。『しかし』以下が文脈ですから、『しかし、いじめや体罰で、だれにも相談できず、苦しみ耐えている子どもたち』というのが一つ。それから『特に進路実現を』と続ければ『最大目標として進学塾や予備校に通うということで競争が一般化している』とか、そんなことになってくるのかな。括弧を外して進路実現という風にして書き起こして、中身を少し詳しく、ここは言葉を。

C 委員 進学を。

- H委員 うん、進学することを、ですよ。
- I委員 カギ括弧を『進学を最大の目標として』でもいい。意味はわかると思う。趣旨としてはH委員が言ったようなことだと思います。
- A副委員長 あまり持って回った言い方をしないで、『進学を最大の目標として』と。
- F委員 いいんじゃないですかね。
- A副委員長 カギ括弧はやめます。じゃあ後ろの文章は特に触れなくてもいい。言ってみればここは乳幼児期から高校までずっと全部俯瞰するようにして書き切っているんですけど。権利侵害の起きやすい背景については過不足なく触れていると思うんですけど、どうでしょうか。
- J委員 すいません。難しい問題かもしれないんですけども、(2)の上から2行目で『小学校・中学校・高校時代は「子ども期」真っ只中』という風に出てくるんですけども、実は私の知っている子どもたちの中にも高校に行っていない子どもたち、働いていたり、アルバイト先が見つからなかったりして家にいるという子どもたちが何人かいるんですよ。それで小学校・中学校は義務教育ですのでこの文章でかまわないと思うんですけども、高校の年代の部分で、15歳ぐらいから17歳ぐらいまでの間の表記をどうにかもうちょっと全部入るような言葉にしていいただければと思います。
- A副委員長 じゃあ、先生の方の提案の一つとして、小学校・中学校で「子ども期」という風に。あと高校については別にセンテンスにすると。
- J委員 そういうことではなくて小学校・中学校、中学校卒業以降の年代。それももう思い切って、小学校に入学するのが一応誕生が来て7歳なので、『7歳以降は』と年齢にした方がいいのかなと。そのどちらかかなという風には考えています。
- A副委員長 ちょっと短くしようとしてこういう風になっちゃったのかな。『「子ども期」真っ只中』という表現はいいですか。『最も輝いていなければならない時期と思います』は。何かちょっと。
- F委員 一般的だからいいんじゃないの。
- J委員 要するに学校の生徒の中に入っていくということなんですかね。この意図があまり。年代のことを言っているのか、過ごし方を言っているのかちょっとよくわからなかったんですが、やはり網羅された方がいいというだけです。
- C委員 すいません。
- A副委員長 7歳から18歳にするという意見もあるみたいですけど。
- C委員 ちょっと気になったのは『輝いていなければならない時期』という風に、これは大人の側の願望かもしれないんだけど、子どもは輝いていなければならないのかという、そのことをここに、前面に大人の側から出しちゃっていいのかというのがちょっと気になりました。子ども期は輝いていなければいけないのかって。輝いていなくてもいいじゃないかっていう気が、僕は

するんです、極端に言えばですよ。ちょっと気になりました、今。

A副委員長 単なる言葉の問題とはちょっとここは違うかなと思って、今聞いていましたけれども。充実していなければいけないとか、充実はどこでも充実なんで、この言葉を除いて書くとしたらどんな風になるかという提案をしていただければ。

F委員 輝いてほしい時期だと。ほしいというのは大人の願いだから。

J委員 すいません。年齢の区切りはどうしたらいいのかわからないんですけど、幼稚園とか幼児も全部、要するにその『「子ども期」は大切にされなければならない』という表現の方がよろしいと思うんです。幼児期も確かに生活リズムの乱れや児童虐待があるとは思いますが、それはそれとしてもっと全部含めて『子どもは全て大切にされなければいけない』というような方がよろしいかと思います。そのあとに乳幼児期の生活の乱れ、児童虐待、そして学校の中でのいじめや体罰というように、最初は大きく大切にすることを持ってきて、そのあと問題になる所を記述した方がよろしいのではと思います。

A副委員長 それでは2つのことがあるんですけども、小学校、中学校、高校、幼児期も含めて、そういう時期を漢字でもって書くのがいいのか、0歳から18歳未満という風に機械的に書くのがいいのか、この辺はどちらがいいでしょうか。

D委員 よろしいですか。約10年前から私ども日本で最初に子ども学会というのをつくってやっているんですけども、子どもというのをどう規定するかという中で、これはいろんな学者のあれもあるんですが胎児から18歳までということですから、先ほどJ委員が言ったような意見に賛成なんです。で、僕がどんな風に受け止めたかというのどいたい全体的に網羅されていますけれども、特に小学校、中学校、高校の問題を多少特化しようというか、問題意識を持つような形で書き込んだのかなという風に認識していたんですよ。でも考えてみると「子ども期」、あるいは「子ども期(0歳~18歳)」とか、あるいは『胎児から青年前期とか思春期後期までの子ども期は非常に大事だ』というような文面を最初に持ってきて、これを書き込むか、あるいは逆に後ろの方でそういう表記をするかということだと思うので、僕もあえて小中高が『子ども期の真っ只中』というのは先ほども言ったように、全編通して私たちが子どもというと小中高で、本当は実質的に非常に大事なのは就学前。人間形成に大事なのは就学前、そこは随分いろんな所でちょっと抜けているかなという思いがあるので、是非この表記は、意味はよくわかるんですけど、何か避けた方がいいかなと思いますけど、いかがでしょうかね。

A副委員長 今の意見についてどなたか発言ありますか。

E委員 今のD委員の話聞いて、僕はちょっと不勉強なのでわからないのですが、



民法とか刑法では胎児というのは権利主体にはなり得ないんですけど、こういう人権の話では胎児も含めて権利主体としてみていいんですかね。というか、もちろんそれができればすごくいいことだし、そうしたいんですが、僕もその出生主義というか、オンギャーと生まれた頃からの子どもを範囲だとして考えていたんですよ。胎児まで含めるなら、そこでもう1回お話をしておいた方がいいのかなと思ひまして、お願いします。

D委員           今そんな深刻なつもりで言ったわけじゃなくて、たまたま私が子ども学会の子どもの育ちという中で胎児期も研究の対象だということでやっていたものですから、それを言っただけで、この権利条例の場合にじゃあ胎児期も入れるかどうかという話は別問題なので、あえて僕はそんな意識でお話ししたのではないものですから、それは0歳から18歳ということでもいいんじゃないかなという風には思ひますけど。考えてみると胎児も対象になるのかな。今初めてご意見を伺って「ああ、そうかな」とひょっと思ったものですから。

A副委員長       民法ということできちっと整理するとしたら、いろいろ墮胎の問題等を含めて出てきますよね。人格として見なしているかどうか、物体として見なしているかどうかというような議論の余地ありなんですけど、この会ではどうなんでしょう、0歳から18歳未満というあたりですと作業してきたつもりなんですけど。もう1つは自分自身を、アンケートを取った時にも、子ども一般を子どもが「自分たちはどうだ」ということを十分に意見表明できる年齢というのは小学校時代も後半ぐらいかなという議論があったんですけど、常識的には自分のことについて考えられる子どもたち、人の気持ちも理解できる子どもたちは4歳の所に山があるわけなんですよ。今の研究の中ではそれが常識ですから、幼児期を含めて無理はないという風に思ひます。意見表明する力があると。それを元にして見なせばそう言うことが出てきます。ですから0歳から18歳と書いて表現しても、幼児期も含めていいという問題はあると思ひます。これ、『真っ只中』という風に表現はできないと。0歳から18歳未満としたら。本当は各自固有の発達課題があつて、それをちゃんと満たしていないというのが病理的なことだというのが問題の背景にあつたと思ひます。それを1つずつ書く必要はないということで、J委員の『子どもは全て大切にされなければいけない』というセンテンスが一番適当かなと思ひますけど。作業の目安はちょっとついたので、どなたかよい文章を提案してもらえればと思ひますけど。作業はここでやるわけにはいきませんので、ちょっと時間をあとにしてもいいですか。問題点は明らかになつたと思ひます。『真っ只中として最も輝いていなければならぬ』というこちらの期待を書くようにするにしても、前の小中高というのに限らない、書き分けた方がいいということだと思ひます。あと先ほどの『進学実現』のカギ括

弧はやめて、進学というものを取り上げてストレートに書いた方がいいと。じゃあ下から3行目の所にいきますけど、どうでしょうか。これは理念的な所に結び付けて条約の精神と呼応しているというか、向き合っているんだという、この条例が。ここにありますユネスコの4つの権利に立脚しているものであるということを宣言していることになります。これに問題はありますか。これだと足りないとか、いや十分だとか、いろいろあると思いますが。いいでしょうか。

E 委員           総合型をつくる上で、総合形というのはまた憲法に例えるならば、権利章典と統治行為があるとしたら、統治行為はオンブズマンだの委員会だの組織ですから、権利奨励、人権という権利保障がまさにここで書かれているわけですよね、課題の部分で。どのようなことを書き込むかというのが、この4つの『生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利』から派生したことを書くんだと。これからの条例づくりに書くんだということをおっしゃっているんだと思うんですが、いわゆる一般的なことを書くのもいいんですが、札幌の子ども特有に保障されなければいけない権利というか、保障しておきたい、規定したい権利というのが、今回僕らはいろいろ調査して見えてきたこともあるかと思うんです。そういうことも盛り込んでおいた方がいいんじゃないのかなと、ふと思ひまして、お話しさせていただきました。

A 副委員長       E 委員の方からいえば、自分はかけがえのない存在であるということをして、ちょっと弱い所が子どもたちに見られるということなんでしょうか。

E 委員            幼小独自でやったアンケートがあるんです。それは滋賀県のを元にしてつくったアンケートなんですけど、札幌に特有のこととして「子どもにとって大切な権利は何ですか」と聞いた言葉に対して、「親と一緒にいること」「保護者と一緒にいること」というのが元にしたアンケートと違ってダントツで多いんです。これは札幌の、僕らが聞いた子どもたちがたまたま親との愛というか、接触が少ないのかなと。それともたまたまサンプリングの問題なのか、それとも札幌自体がそういうものなのかわからないんですが、僕らがやったアンケートからはそういう風な取り方ができたので、そういう意味では守られる権利に入ってしまうと言えそうなんですけど、もうちょっと派生的に札幌市特有の権利みたいなものを入れたいなと思っておりました。

A 副委員長       そのアンケートは家族に守られて幸せという風に読めるという結論だったんですか。

E 委員            J 委員がやったアンケートで、僕らがつくったんです。

J 委員            「どんな権利を大事にしたいか」という聞き方はしていないんですけども、子どもが大事だと思う権利を聞いていったところ、「家族と一緒に暮らしたい」というのがダントツで、私たちの予想では違う方が出てくると思ったんですけども、暴力や嫌な言葉で傷つけられたくないというのが2番目

で、最初それが1番かと思ったんですけども「家族と暮らしたい」というのが出てきて、すごく意外でこれはもしかしたら札幌の特徴かもしれないねということで、幼小のまとめには文章化して出してあるんです。

A副委員長 守られる権利、そういうことに足を置いた反応だと見ることもできる。

D委員 あとちょっといいですか。保育園の実態を話せば家族と一緒に暮らしたいという問題はどうかということ、ご存知のようにもともと札幌以外から随分入ってくる。札幌に働き場所を求めてくる。もともと札幌で育った子どもたちが、家族が離れているというケースもあるだろうと思うんですけれども。ということを見ると、札幌だけに固有のこととは言い難いのかなと思ったりもするんですね。現実うちの保育園なんかでも約半分以上はそういうケースもありますし、それが途中から入ってくる子どもさんたちが俗に言う欠損家庭といいますか、家族一緒に暮らしたいという実態は札幌固有のものかどうかというのは精査しないと見えてこないかもしれないですね。それは随分地域的には大きな、多分周辺の問題も含めて、札幌圏という風に考えれば妥当かなと思ったりもするし。

A副委員長 J委員の方からのコメントをもとにして整理できればいいと思うんですが、本州の都市の子どもたちに比べて、家族に対して非常に反応が大きかったと。家族にこだわっているような子どもたちが感じられたと、こういうことになるでしょうか。何故かということとはわからない？

J委員 わからないんですけど、もしかしたら逆に地域に開かれていないというか、家族の中では安心できるんだという感覚が子どもにはあるのかなとか。あと家族と一緒に過ごす時間が非常に少ないとかいう、逆に不足の面があるので家族にこだわりを持てるのかなというのが、この幼小部の中での話し合いだったんですね。それでそれは出してあげたいというE委員の気持ちがあったのかもしれない。

A副委員長 愛が大切だという考え方で家族に執着している場合もありますよね？いろんな社会的な複雑な関係はさておいて、家族の中で培われる純粋な愛が大切だということを強調している子どもたちが多いという風にも読めますね。ですから、これは結論は出ませんよね。でも何かありそうだということだけはわかります。

C委員 今までの会議の中で、札幌市は児童虐待の中でもネグレクトが非常に多いということはずっといわれてきていたと思うんですよ。ですから幼小部会で取ったそのアンケートの家族とともにいたいという結果が滋賀県と比較して、もしグーンと高いというその高さの度合いがどの程度高いのかちょっと僕は今わかりませんが、もしそういうことであるならばやはりここに書き込んで問題はないんじゃないかなとか、書き込んだ方がいいんじゃないかなと感じています。

A副委員長 何故かということがわからなくても他地域と同じアンケートを取って違っていたということは、書き込めるとは思うんです。それが新しい権利というか、4つの権利の中のどこか1つに山をつくって、取り組むことを示唆することになるかどうかは今ひとつわからないですけど。これはちょっと難しい問題ですね。先に進めさせてもらっていいですか。具体的な札幌としての1つの目安をここに旗印として書いてもいいという意見だと理解して、進めてよろしいでしょうか。

E委員 読みますか。

A副委員長 もう、そこにあるんですか

E委員 滋賀県の調査なんですね。「今、特に必要な子どもの権利は？」という質問に対して、子どもたち、複数回答だったんですが、1位が暴力や言葉や態度で傷つけられないこと、49.5%、2位、障がいのある子どもが差別されないで暮らせること、43.2%、3位、国や言葉、男と女などの違いで差別されないこと、35.6%、4位、自由にものを考え自分のことは自分で決めること、30.5%、そして5番目に家族と一緒に仲良く暮らすこと、30.1%。3つまでの複数回答なのでこういう結果になっております。札幌の場合はどうなのかということで、2カ所で取ったんですね。科学館の場合、2つ選択なのですが、1位、家族と暮らすこと、36%とすぐ出てくるんですね。2位で自由に遊んだり、休んだり、遊ぶことと、暴力や言葉で傷つけられないこと、11%ときて、2位以下を大きく離している。リトルキャンプではどうなのか。1位、家族と暮らすこと、34%、ダントツ1位です。2位で暴力や言葉で傷つけられないこと、15%、3位、自由に遊んだり、休んだり、遊ぶこと、14%。滋賀と比べると明らかに違うんです。これをどう読むかという問題もあるんですが、そういうことが頭にありましたので。

A副委員長 ちょうど逆転してますよね。そういう部分が足りないの、それが大切だということなのか、それだけが頼りだから、それが大切だということなのかはわかりませんが、どなたか社会学的解釈をしていただけたら。難しいですね。

I委員 年代とか場所が違って同じような結果が出ていますので。こっちは小学生で、こっちは。

A副委員長 年代が違って同じような並びになっているそうです。

I委員 社会科学的な解説はできませんけれども、その分析をもう少し丁寧にしなないと。ここの文脈の中にそれを入れることが必要なかと思うんですね。だから『自分がかげがえのない存在であるということ』と、『もっと自分を大切に、だれにでも』と書いてあることで、ここの所はいいのではないかと。統計についての分析をもっと丁寧にしなとね。ここにあってそれだけ入れるということはちょっと無理があるのではないかなと思います。

A副委員長　大きなタイトルが『札幌の子どもたちの実像からみた』という風なので、なるべく札幌としての特徴が書ければという発言だとは思いますが、ご指摘の通り統計的なことをベースにして主張するにはちょっと足りないところがあるとは思いますが。今のところ自己肯定感の数字を上げて書いているところで止めて、ユネスコの4つの権利という書き方で収めるという。

D委員　　この項目で書けなくても今言った特徴は、この札幌の権利条例の検討委員会としてはどこかでアピールといいますか、J委員方がおっしゃったような感じで、やはりかなりはっきり違いますものね。僕も社会学が専門じゃないですからあれですけども、どこかで何かメッセージを、子どもたちのアンケートはこうだということを伝える必要が、義務があるといいますか、そんな感じがいたしました。でもI委員がおっしゃったようにこの中では入れられないかもしれないけど、どこかに入るところが、委員長も含めて正副でどこか見つけてください。

A副委員長　　皆さんの方で『ここがいいよ』という所が見つければ一番いいんですけど。

D委員　　(6)なんかは入れられる可能性があるんじゃないでしょうかね。『子どももの育ちや成長に関わる人への支援』とか、あるいは(4)の『居場所の確保』なんかで入れられる可能性があるんじゃないでしょうかね。特に(4)の居場所というと、僕が理解している居場所と違って割りと物理的な居場所ばかり書いてある部分が多いので、どっちかに何かせっかくの、これはかなり特化したデータなんだろうという風に、特化したというか、かなり違いが明確な、しかも重要なことだと思われるので、是非(4)か(6)に。

A副委員長　　似たような意見の方はいらっしゃいますか。意味がないというのではなくて、同じ考えの方はいらっしゃいますか。

K委員　　はい、重複になるので言いませんけど、(4)がいいかななんて私は思っ  
て読んでいました。

F委員　　私はI委員が言ったようにこれでいいかなとは思ったんです。例えば聞き方ですが、滋賀の場合は子どもたちがずっといろんな権利や何かをしっかりと学習して、そのあとやればこうこういう数字になるかなと思ったんですね。全然いろんな権利とかそういう話をしないで、いきなり聞くとパッと答えやすいというのは家族なのかなと、そんな風に瞬間私も思ったので、これが絶対に札幌の特化だという風には。アンケートはこんなことになりましたということで紹介はいいかもしれないけれど、分析になるとちょっと難しいのかなと思いました。

A副委員長　　皆さんの方からどういう扱いをしたらいいかという発言をしていただきたいと思うんですけども。もっと話を聞いてほしいという項目はあったんですよね。その位置は同じですか、だいたい。順番は。それはその調査ではなかった？親が子どもの話をもっと聞いてほしい。そういう項目はなかつ

たですか、その調査で？そしたらやっぱり並列して、順番が違ったということになるんですね。もう少しほかの項目で手がかりになる、同じ順番に登場して来るのがあれば、それが手がかりにはなるんですけども、ちょっと分析が難しいですか。

L 委員            データの結果を札幌の傾向として載せるかどうかという点なんですけども、これと同じ条件で比較調査をしたものではないと思うんですよ。ですから滋賀県と比べて札幌はこうだという形のはまず難しいだろうと思うんですね。ですから調査をしたデータについてはそのまま読み取るという形で、そのまま載せていくということではないかと思うんですよ。でないと、1つ1つの分析をどうしていくのか、なぜ札幌だけネグレクトが多いのかとか、なぜ札幌は家族の人と一緒にいたいと項目が高かったのかという所を1つ1つ分析していかないと、委員会としてはコメントとして載せていけないのではないのかなと私は思います。

J 委員            その通りだと思います。子どもにとっては家族とか、家庭というのは大きなウェイトを占めているというんですか。子どもを育てる上で、家族とか家庭が子どもを支えているんな愛情を注いでいく場であるということ、(4)の家庭それから家族という押さえがこの条例の中にあまりないんですけども、(4)の居場所かまたは(6)の育ちや成長に関わる人の所に添えていただくだけで、データをそのまま出してほしいというのではないんですね。

A 副委員長        という話に帰着しているんですけども、分析するしないという話ではなくて、その結果をどこに載せておくかというところで、(4)が近いのではないかという話ですが、それでよろしいでしょうか。札幌らしさという所にちょっとこだわったので、こういう話し合いになってしまいました。それでは30ページの(3)の方へ進めていきたいんですけども。委員長、このペースで32ページまで行ってよろしいですか。

委員長            はい。

A 副委員長        それでは(3)の『子どもの意見表明・参加の権利』というものを保障したいという、この文章の所で何か気になる言葉とか、そういう部分があれば先に。すでに第12条でしたか、これは、第12条と入れなさいという話だったのかな。その手のもので何かありますか、気がついた所。カギ括弧とか、括弧書きとかということで。なければ全体のことで。

E 委員            先ほどの28ページで出てきた『条例検討子ども会議』か『委員会』はいいとして、これとは別に条例に基づいて設置する子ども議会、ないしは子ども会議というのを盛り込みたいなど。子ども参加としての具体的な組織として。奈井江町だったら子ども会議という名前は何条かにありましたし、そのような感じのことをしたいなというのがあります。

A 副委員長        この(3)の中に子ども議会とか、子ども委員会とか、名前をどうするか

はまだ確定していませんけども、それらが具体的な子どもの参加の権利を実現しているものであるというような所を書いておくと。これについてはどなたか意見ありますか。そんなにたくさんは書き切れないんですけども、まだ大丈夫です。3行ぐらいは書けますので。じゃあそういうことで取り上げていきたいと思います。どの個所になるかは文章の流れで決めたいと思います。ほかに何かありますか。はい、どうぞ。

谷 『学校生活での意見表明・参加の機会』、実際には学校行事や生徒会活動』となっていますが、小学校は生徒会と言わないので、『児童会・生徒会活動』と。それからこれだけでもないんですよね、参加の機会って。例えば学級のいろんな取り組みだとか、そういうことが実際にはあるわけで、括弧のあとに『など』を入れた方がいいかなと思います。

A副委員長 学校行事のあとにじゃなくて、『自治的活動』のあとに『など』を入れるということ。ほかの皆さんは、G委員、これで通りますか。

G委員 通ると思います。

A副委員長 それでは次にいきますか。ここはそのほかには問題がないと。(4)の所で『居場所の確保と子どもが育つ環境に対する特別の保護』。このタイトルそのもので『特別の保護』という所については、皆さん何か感想はありますか。これは文章の一番最後の所に出てくる。先ほどすでに30ページの下から5行目の所で、公民館のあとに地区センターを入れると、青山先生の方から出ていました。先ほどの『札幌の子どもたちが家庭とか家族を大切なものとしている』という反応は最後の文章の所に出てくるが、『札幌の子どもたちは』というセンテンスがちょうど上から8行目の所に出ますが、そのあとに続けて書けば書けないものではないと。

C委員 文言の整理という意味なんですけれども、29ページでは『子ども期』という言い方をしていたので、こちらで子ども時代という言い方をするのは、何かどちらかにした方がいいかなという気がしています。

A副委員長 子ども期の方が前に出てきているんだから合わせてもいいかもしれないですね。ニュアンスが若干違うんです、子ども時代と言っているのは。子ども期を奪われているという言い方でも大丈夫だと思いますけど。皆さんの印象はどうですか。あと私の方で司会をしながらなんですけど、『文化芸術施設や催し物へ子どもたちが入場・参加しやすい条件』と。参加という言葉を少し分解して、『活動しやすい条件』というのほしいなとちょっとそういう感じを持ったんですけど。ただ見に行くだけというのではなく、アクティビティーの問題というか、参加するとか、表現の主体になっている、そういう文の整理が、というのが1つ言葉としてほしいと思ったんです。あとはどうでしょうか。『高層マンションの建設云々』という所から自然に親しむということが大切で、自然環境の喪失ということを何としてもなくしてい

かないといけないということで、特別の保護という言葉が出たんですけど、これについては皆さんの方で読んでみてどうでしょう。環境について特別な保護という言葉は通りますか。特別、文脈を押していけば読める内容なんですけども、環境を破壊していかないようにしましよと、必要な環境は守りましようというのと2つの意味が入ってきていると思いました。

H委員           この場合の特別というのは、例えば『高層マンションの建設によって「お日様」を奪われたり』というところから考えると、建物の規制、規制みたいな意味の特別ということなのかなと思ったんですけど、そういうことってあり得るんですか。

委員長           あり得ます。だから幼稚園とか学校の側には建てちゃいけないという条例をつくろうとしているものがありますよね。

H委員           じゃあ、そういうのをつくった方がいいと思います。

K委員           高さの規制とかもあると思うんですけど、いいですか、一言。保護という言葉はいいと思うんですけど、ここで言っている時間、仲間、空間という中で、時間の部分というのはなかなか結論部分には書き込めないんだろうなと思いつつ、そこは現状を示すというところに終わらざるを得ないということでは仕方がないのでしょうか。最終的なまとめがその環境の所にシフトしてまとめているように読めるので、その時間がないというところには答えがないという状況になっていて、気にはなるんですよね。

A副委員長       忙しいという分析はずっとしていますけども。そこのリンクはここではちょっとできない、文章になってますね。

G委員           この部分、前の所で話をしたんですけども、要するに3つの間がすごく大事だということで、いわゆる特別な保護というのは特に居場所という空間の部分で保護せざるを得ないと。時間であるとか、仲間についてはやはり現状を伝えるというか、その部分しかないのかなと。あとは企業努力ではないけれど、個々がやったり、その中で頑張ってもらおうというようなことで確かまとめました。

C委員           すいません、先ほどのD委員の発言の中にあっと思ったんですけども、物理的な居場所については書いてあると思うんですけども、精神的な居場所といったら何か変ですけど、そういうことについては何かコメントしなくていいのかなというか、そのことが今ちょっと気になっているんですけど。前はそういう議論はしなかったんでしたっけ？いかがでしたか？

D委員           先ほど僕が言ったのは居場所という、私どもいろんな形の中で子ども学会とかいろんなことをやった場合に、居場所という認識がちょっと不足しているかなと。もしこれならば居場所という文言は変えた方がいいかなと思ったりもしたんですよね。どっちかという。でもおそらくそれぐらいの所はきつと書きにくいかなと。ただこの中で文化的な、文化芸術、これは幼稚園の



先生、保育園の先生と話し合った時も子どもの代弁としてあったものですからね、これがあればそれでもいいのかなと思ったりもするんですけども。どうなんでしょうね、これ以上書くと長くなるだろうし、ちょっと書くのは難しいかなと思うんですよね、現実問題として。いわゆるここで言っているのは物理的な居場所ですよ。ですからそれしか方法がないのかなと。一般的な多少専門家が見たら居場所という、今一番問題になっているのはむしろ空間的な居場所じゃないんですよ、現実問題としては。ですからこの居場所という文言を変えるか、何かの方法をとるのがベターかなと思うんですが。

A副委員長　　今の意見で居場所という言葉でない書き方もあるという意見なんですけど。

M委員　　今の意見には大賛成なんですけど、書く場所としてはハード面の所は(4)で書いたとして、先ほどの提案の中にもしかしたら(6)という話があったので、私は逆にここで(6)の所に『成長に関わる人への支援』ということが謳われていて、それを受けて、結局支援を受けて大人も安定するというか、心にゆとりができれば子どもたちが大人に甘えられる居場所というか、子どもの心の居場所というのができてくるんじゃないかなという意味合いで、私が考えると(6)に『何よりも必要です』というところを受けて『それが子どもの心の居場所につながります』みたいなところに持っていったらなという風にちょっと捉えていましたけれども。

A副委員長　　D委員のご指摘の通り、物理的空間的なものではなく心の成長に関わる人との出会いという、あるいは安心感というか、そういうものがやはり(6)に書かれていくべきだという意見ですが、どうでしょうか。それじゃあ先ほどの家族に非常に期待するという、期待ではなくて、子どもたちは家族を大事にしたいと言っている、それもやはり(6)の所に入れていくということになりますかね。ということで、先ほどの(4)の所で無理につなげないで、(6)につないでということでもよろしいでしょうか。あと何かありますか。なければ(5)の『障がい児およびマイノリティー(先住民族であるアイヌ民族・外国籍の人・帰国者など)の子どもたちへの権利保障』という所にいきましょう。

D委員　　非常に大事な所だと。僕は自分の仕事上思っているんですけども、これはもう少し長くしてもらった方がいいのではないかなと思うんですが。(5)はちょっと短いんじゃないかなと。もう少しアピールした方がいいんじゃないだろうかと思うんですが。

A副委員長　　内容的にはどう？

D委員　　内容は大丈夫なんですか。

K委員　　補足すると前回趣旨説明だけで終わったことを受けて、今日別の原稿が一

応あって、障がい児の権利保障の所は実はもう尾谷さんに委ねるつもりで、そこは書いてないんですけども、別刷りの中の一番後ろの方に4枚もの『中間答申 マイノリティー改訂版』という所ですね。その2ページの下の方に案31ページに対応するので(5)という『障がい児の権利保障』という、そこも中身はごめんなさい、私は書き込めなかったんですけども、(6)以降の所でもう個別に分けて、それぞれ書き込んでみえています。これは少し分量が多いという指摘を受けるかもしれないんですが、やはりここはできるだけ具体的に書きたかったの、書ける範囲で書き込んでおりますので、むしろこちらを見ていただいてご意見を頂いた方がいいかなと思います。

A副委員長        それではマイノリティー改訂版の方を見て、先ほどちょっと時間があつたので見ていただいている方もいらっしゃると思うんですけども、今この時点でちょっと目を通していただいて、時間的にはそろそろ。

D委員                最初にちょっとお話を申し上げたんですが、障がい児という場合にスペースとして就学前の場合を書いている所がほとんどないんです。ですから僕も保育園を担当した時にもっといっぱい書きたかったんだけど、小学校のように書いていいのであればいくらでも書けるという話にはなるんですけども、もし差し支えなければせつかく障がい児教育で、幼稚園でびっちりやっていた芝木先生もいらっしゃるの、幼稚園・保育園の所のあとにでも就学前の障がい児保育とかいう形の中で少し書くスペースをいただければ、N委員と二人でやっつけちゃいますけど。

A副委員長        今、提案が出たんですけど、統合保育という言葉が前回抜けているという指摘があつたので、その部分にかかってくると思うんです。

D委員                基本的には就学前の障がい児はほとんど今も個別に、多分もうなくなっている全部統合保育だと思います。幼稚園・保育園ではですね。ずっと前からほとんど統合保育だと思います。その辺、統合保育、統合教育という中で一括して書くかどうかも含めて、ご指示があればN委員と私で書きます。そうでないと障がい児と学校教育という格好になっているものですから。もちろんこの中でもいいかと思うんですけども、障がい児と学校教育の前段階で入れてもかまわないですが、要するに保育の部分があまり書かれていないと、全体的なバランスの中で僕は思ったものですから、すいません、しつこくて。

A副委員長        最初の1行か、2行ぐらいでそれが入ってくれば流れとしてはできますよね。自立生活の権利、学ぶ権利という所に入る前に統合保育ということで生活するというか、子どもが守られるということ、そういうのを書くのが1つだと思います。

委員長                障がい児の中に入れるということですね。

A副委員長        そうですね。

委員長                障がい児学校教育の前に。

D委員 方法はいくらかあると思うんですね。今のK委員の障がい児と学校教育となっていますが、この前に障がい児保育ということで幼稚園と保育園のと入れてもいいし、あるいは8ページ、9ページに保育園、幼稚園とありますね。その中で触れてもいいですし、あるいはまとめて(4)にして幼稚園・保育園における統合保育とか、障がい児。ですからいくつか方法はあると思うんです。その辺のところは委員長をはじめお三人の先生に任せますので、もし書いた方がいいというのであればN委員と私が書きますという話でございます。

A副委員長 幼稚園については先に書いてあるので、そこの結びつきが。幼稚園は逆に学校、障がい児教育の小学校、就学前教育と一緒にした構想でこれを書いているので、そこは少しストップして幼稚園と保育園を結び付けて前に出しておくか、(5)の最初の所で書けるように整理するかのどちらかでしょうね。保育は保育で固めた方が読み手の方は迷わず読める。

D委員 迷わず読めるかもしれないけれども、今障がい児がおかれている一番の問題というのは、療育と福祉と教育のハードルが高すぎるということなんですね。北海道で1カ所だけ教育もようやく教育者が参加してやり始めたという例がありますけれども、つまり就学前の場合はほとんど福祉関係が多いけれども、学校に入るとスッポリ教育委員会の範囲になってしまって福祉関係が分断されるという形の中で、そういう意味では確かに形としては今A副委員長がおっしゃったような方が書きやすいんだけど、すいません、余計なことを言ってまた長くなりますね、どこかに書けというなら書きますというだけの話ですから。ね、N委員。書かなくてもいいというならあんなもんですから。はい、よろしく。

N委員 書いてください。

A副委員長 無理なく書けるのであれば、それで作業を進めたいと思います。障がい児の所で行ったり来たりしていますけれども、それではK委員のところのマイノリティーという表現をした所のお話を少し。何か指摘する所があれば。状況を知る資料がほとんどないというところ。

K委員 ちょっと説明しましょうか。今内輪で話していてもわかりません。すいません。私の4枚ものというのは、元々のこの中間答申第1次案の24ページ以降に対応する部分と、それから今後の課題という31ページ以下に対応する部分の2カ所に対応させて改訂版という形で作っているんです。なので24ページに対応する部分が現状分析という形になって、第1次案の31ページ以下に対応する部分が課題という書き方にしているつもりです。そうなんです。本文部分では結局いろんな議論のいきさつがあって、マイノリティーという言葉はなくしています。今日の私のこの改訂版の表題の所には残していますが、要は中間答申案に書き込む中身としてはマイノリティーという言

葉は落として、それぞれの課題ということで書き分けています。わかりますでしょうか。わからなかったらさらに補足します。

A副委員長　今のところで案の24ページに該当する部分が2ページの下の方までですね。それから案の31ページ、今問題にしている課題の所は2ページの下から6行目からずっと後ろまでということで補って読んでいただければ。

K委員　前回段階までは、ごめんなさい、マイノリティーという言葉は使っておりませんなんて大いばりで言ってしまったんですけど、性的マイノリティーという形でマイノリティーという言葉がそこだけは残っています。ごめんなさい。『性的マイノリティーの子どもたち』という所の現状と課題の両方を書き入れはしたんですけども、ここは前回市民の方からの意見を受けてとりあえず項目として掲げたというところにとどまっています、もうちょっと本当は書きたいし、データとかもきちっと書きたいんですけども、今日の段階では間に合っておりません。

A副委員長　これは『性的マイノリティーの子どもたち』の性同一性障がいの場合、18歳未満の例で何か急な問題が登場しているという認識なんでしょうか。

K委員　学校とか養護施設の中でも潜在的にはいろいろな課題があるということを漏れ聞いてはいるんですけども、あと時々新聞などでも、今日もですね、取り上げられはしているんですが、こういうことが具体的にあったと言えるようなものは私の中には今はないです。でも実際は実態としてはいろいろあるとは聞いています。

A副委員長　新しく書かれた部分がこれだということになりますね。1つずつ見ますかね？障がいと学校教育については谷先生の方から作業が確か、そちらの方からの作業が出てきていると思うんですけど、これで先生、どうでしょう？

K委員　私の所ではあれなんです、この私の文章の中では前回消えていたんですけども、ろう教育のことをちょっと復活させて書いてしまっています。ここに2、3行書き込むのがいいのかどうかというところは議論があるのかもしれないなと思いながら、まったく消されてしまったので少し書きたいなといって復活させております。

A副委員長　ここについてはI委員の方はどんな風に。養護学校とろう教育との関連性というのが最近の動きですけども、どういう風に。

I委員　今やっていることがよくわからないんですが、31ページの(5)の所にどう盛り込むかを論議しているんですか。

A副委員長　課題の所にいく前に直した部分を。

I委員　25ページの所？私が当初から障がい児の所を担当していたわけではないので、途中から何か言ったらこういうことになったので大変困っているんですけど。今日の追加されたプリントの2枚目に私のプリントがありますから、そこをちょっと見ていただけますか。2枚目の裏の所にこの間課題になって

いた、障がい児の所の(1)(3)はそのまま残して、(2)の所に『統合教育の実現に向けて』という表題で書いたんですよね。あまりスペースがないので長々書けないので、ちょっと読みますと『現在、札幌には、何らかの障がいを持ち、特別な教育的配慮を必要としている子どもたちが』、これ、こういう言い方がいいのかどうか分かりませんが、前に出したのには養護学校、特殊学級、通級学級など全部数字を出したんですが、それをこの間はまとめられたので数字を全部足して書けばいいのかなと。そこのところは精査する必要があると思うんです。約何人と書くのはあまりよくないと思うんですけど。そのあと『障がい児教育では「統合教育」がテーマになっており、可能な限り通常の教育環境の中で特別な教育的配慮をしていくことが求められています。また、障がいのある子どもの地域での学びを支援する学校づくりも進められています。今後も学校施設、通学路をはじめ地域のバリアフリー化などハードの面での改善はもちろん子ども同士や親たちの間での交流を一層進めることが必要です』。A副委員長が書いた所をそのまま使って書いたんですよね。だから秀嶋さんが書いたらう学校の問題については の中に必要であれば盛り込むという風にすればいいのかなと思います。

A副委員長

今先生に読んでいただいた中の特別な教育的配慮と学校づくりという、この2つの所が養護学校等の中で盲聾啞の教育がどう発展していくかということと関係性があるところなんです。今の動きに全部敏感に反応する必要があるかどうかというのを議論したいところなんですよね。だいたいつながりがつきそうな箇所は見つけ出したんですけど、作業をするということで、あとで文案を示す。障がい児の中に学校教育だけでなく統合保育というところをD委員とN委員の二人で何行か加えていただく、そういう流れでよろしいでしょうか。それを受けて課題の問題に入っていきたいんです。あとK委員の改訂版でアンダーラインを引いた部分を、その前にちょっと解説しておいていただいた方がいいかな。先住民族のアイヌの子どもたちについてのアンダーラインの所を。

K委員

障がいのある子どもたちの所はちょっと置いて、『先住民族であるアイヌ民族の子ども達』以下について少し説明します。まず現状という所の案の24ページ以下に対応する部分、だから私のこの資料でいうと1ページから2ページにかけての部分で、下線を引いたのは、前の私の草稿案には入れていたんですけども、第1次答申案では削除されている部分なんです。できるだけ具体的に書きたいという思いと、あと行数との兼ね合いがあるんだろうなと思うんですけども。まずアイヌ民族の子ども達に関していうと、札幌市の調査資料としては昭和61年のこの、ここに下線を引っ張ったこれしか見当たらなかったというところを押さえておきたいということと、あとは教職員用の副読本はあるんだけど十分とはいえないという課題につなげたい

ということで、ここに下線を引いて加えたんです。答申案に書き加えています。それから『在日コリアン・外国籍の子ども達・帰国者などについて』という所で、第1次案では『これは実態調査はほとんど出されていない』というところで終わっているんですけども、これもデータとして細かいデータは表には出せないと事務方からは言われているんですが、トータルの数ぐらいは。やはりイメージを持って、実態を知った上で対応を考えないといけなところだろうと思っていて、このデータの出し方がいかどうかはあとで事務方とも調整したいとは思いますが、国籍の数とか人数とかを概括的にはきちっと出したいというのが下線を引っ張った部分です。そして出向き調査の結果も大事な指摘なので、前回のF委員が書いてくださったことも加えつつ、さらにもうちょっと私が出向き調査で聞いた内容を加えています。あとは『民族教育の現状』とか『日本に住む外国籍の子ども達の現状』とか『外国籍の子ども、国際結婚カップルの子どもなどの言語教育の現状』というのは、前回の第1次答申案では現状と課題が入り交じっていたのを、現状だけに絞って書き分けたということで内容的な大きな訂正はしていないつもりでいます。

A副委員長 一通り説明していただいて、26ページの所までを今読んでいただいた箇所を、(6)と(7)と(8)という所を、前の25ページの所をそっくり差し替えるということによろしいですか。

K委員 そういう位置づけで書いたんですけども。分量的なものはどうなのかはちょっとわかりませんが。

A副委員長 『実態調査の不存在』という風になっていますけども、実態調査が存在していないという意味ですよ。

K委員 厳密に言うと全くないわけではないかもしれないですけども、データとしてこういうものがあるよというのは見つからなかったということです。

A副委員長 読んでみて、皆さんの方で何か率直な意見がありましたら。分量的にはちょっと多いですね。でも要旨としてはラインを引いた所を中心に直せるかなと思います。これはあとでもう1回整理する作業をしたいと思います。それでこれらを受けて課題をどう書き表すかということになります。

K委員 縦割りにしても現状に対応する項立てにして、それぞれ書き分けてあります。

A副委員長 今は分量的にはそんなに変わりはない？

K委員 いや、前の課題というのは全部一括りで6行だったのがたいそう増えているんですね。

A副委員長 形式的なこととは別に、課題としてこういう挙げ方でよいかということを見てほしいと思います。(6)の『先住民族であるアイヌ民族の子ども達の権利保障』、ここの部分はどうか。特別何か問題の言葉とかは。それ

じゃあ(7)の方に。

H委員           この場合の条例の課題というのはそれぞれの項目に対する課題を書くという場所ではないですよ。条例の中に特にどこの所を重点的にきちんと入れておこうという課題という意味かなと思っていたので、そういう意味ではみんなそれぞれ書いた所ではそれぞれの課題を持っていると思うんですよ。でもそれを書く場ではないなと思って見ていたんですよ。だからこれがスポッとここに入るとするのはちょっと理解しがたいんです。

A副委員長       それで1つ1つの中での問題点をピックアップすれば多分共通のことが出てきたり、絶対これだけは書いておきたいというのが出ると思ったんですけど。(7)の、外国籍の子ども達・帰国者、在日コリアンの3つを一緒にした書き方になっています。どうでしょう。内容的に言いますと、これ、共通の部分がたくさん出てきていますよね。

委員長           私もいろいろ考えて、ここのテーマというのは触れる以上はやっぱりたっぷり触れないと、中途半端というはいけないテーマなんだろうなと思うので触れる以上はそれなりの量になると思うんですけど、課題の所には例えば民族教育の保障だったら民族教育の保障ということだけでいいと思うんですよ。それで実情の所でこんな実情だということさえ書いておけばいいのかなという感じを持ちましてですね。確かにほかの所を見ても、ほかの所を見たっていったっていくつかしかないんですけどね。いわゆる括弧付きマイノリティーの問題というのはみんな触れてはいるんだけど、何かただ触れるだけという。我々は触れるんだけれどもたっぷり触れるぞというところが、課題の所よりも実情の所で織り込んでいいんじゃないかなという感じがしましたね。

A副委員長       同じようなご意見がありましたら、また発言していただきたいんですが。

G委員           K委員のがあるんですけども、今、委員長が言ったように実情ということで、アイヌ民族の子ども達についてもそうなんですけど、確かにこういう市教委のデータがあるのかもしれないんですけど、これはこれとしてその前の実情を鮮明にさせていただいた方がいいのかなと。実際には教育委員会だけではなくて、現場もそうですけれど、皆さんでという意味で「やっぱりそういう関わりが必要ですね」という投げかけであればいいんですけど、ここだけのデータだけがちょっと一人歩きしますと、毎年いろいろな形でやっている部分もたくさんあるものですから、そうするとこれを読んだ時に「あー、そんなことしかしていないのか」という印象で誤解されちゃう部分があるので何とか先生なりにいろいろ調べたとは思いますが、私としてはここは載せない方がいいと思っています。

A副委員長       タイトルの所に注目してまとめれば『先住民族であるアイヌ民族の子ども達の権利保障』で、『現状認識するためにあらたな実態調査が不可欠』であ

るという所を指摘するところまでだと、それほど。それと『アイヌ民族に関わる団体などとの協議や協同、あるいは教育カリキュラムの開発』とかっていうことを言うのも1つでしょうね。それから(7)については先ほど委員長が言ったように、『実態調査の必要性』と『民族教育の保障』、それから『総合窓口を設置し、歴史的な経緯を学校教育の場で伝えていく』というあたりが焦点になっていると思います。課題というのは、もうちょっと縮めると課題という表現になるかもしれませんが。(7)の所の1)2)3)というのを全部えいっとまとめることができればいいんですけど。3)の所のまとめもこの半分ぐらいにできると思いますけど。

J委員

K委員の書かれた案31ページの所の(6)で、学習なんですけども、小学校の方では4年生で「私たちの札幌」という社会科の副読本があるんですけど、その中でアイヌの歴史について学んでいます。例えばアイヌの子どもは狩猟をする技術を遊びの中で獲得していったというような簡単なアイヌの歴史を学んでいるんですね。現在のアイヌの方についてというのは学んでいないんですけども、ウタリ協会の方が来てかなり詳しく勉強していますので、ここはちょっとない方がいいかなと思いました。小学校は抜いていただいた方がいいかなと。でも不足だということであれば別なんですけども、副読本を使って学習しています。あとは課題の方の『差別の禁止』『言語教育の保障』『差別的取扱いや困ったことへの対応』というのが、この表題がすごくわかりやすく、この表題を見ると現在差別されているんだとか、現在言語教育の保障が十分じゃないんだというのがすごくよくわかるので、是非現状の中に入れていっていただきたいなと思います。

A副委員長

副読本については留意しなければいけないというのがよくわかります。だいたい今の米代先生の発言は注目すべき点についてうまく固めると半分ぐらいにもっと短くなると思いますけど、短くすることばかり考えていますけど、課題としてどういう風に整理するかという発言をしていただきました。ほか、どうでしょうか。以後のところも全部含めまして、『性的マイノリティーの子ども達の課題』の二つのアンダーラインは有効としていいでしょうか。

N委員

今、A副委員長が課題でまとめていくような方向を示されたと思うんですけども、J委員がおっしゃったようにそれは現状としては押さえて、課題はこういう風に相対的にまとめているので、1つ1つ相対して課題をつくっていかうと言ったら、私たちもいろんな課題がありますよということになってしまっただけで、もうちょっとまとめて、ここに書いてあるのを膨らませるだけでも。(5)に『障がい児およびマイノリティー』と書いてあるんですけども、それを一緒にしていいのかどうかというのは、私も考えられないんですけども、課題というのはこれを相対的に考えて、課題にしてもらいたいなという



気がします。

A副委員長 1つ1つやっているのは、今、N委員の発言のように進めていきたいので、途中の積み上げをしてみただけの話です。操作的にやっていたんですけど。在日コリアンと外国籍の子ども達、帰国者の子ども、外国籍、国際結婚カップルの子ども、性的なマイノリティーという性同一症候群の問題とか、そういうのを全部一緒にしましょうという前に、少し中間でいくつか、3つ、4つぐらいずつくくって作業していたつもりなので、最終的には全体をまとめた課題を出せばいいとは思いました。それでよろしいでしょうか。ということで一応予定していた6時ぐらいまでかかって、ここを読み切ろうということまで作業してきたんですけど、委員長の方でこの先どのように進めるか、ちょっと休みを取ってお話ししましょう。10分ぐらい休んで、そのあとどれぐらい時間をかけましょうか。相当熱心にやってもらって、今、あと2時間もやったらいっぱいいっぱいですよ。そんなにできないか。1時間か、1時間半ですね。1時間でとなれば熱心にやると思います。

委員長 死守して。

(休憩)

委員長 すいません、10分、そろそろ経ちましたので、できるだけ、どんなに遅くても8時前には終わるといふ、そんなつもりで。ちょっと体調を崩しまして、病院に行っていたものですから4時に来れなくてごめんなさい。前回はずっとやってきまして、確か障がい児の前あたりまで議論して、もう時間がないからということいろいろの方々に加筆部分とか、さらに宿題をお願いしていたのが、今回こっちの追加原稿の方で出てきたわけでありまして。それで先ほどの議論の中でけっこう障がい児、それから先住民族アイヌ、外国籍の子ども達に触れられていて、K委員のやつで入れ替えるという。それで実情の所にもうちょっと集約して課題の方をスリムにするという、そういう方向でまとめていただくということですね。さて、それで項立てなんですけどもね、やっぱり障がい児、それからアイヌ、外国籍の子達、これを一括りにするという事はなかなか難しそうなので、いろんな意味で難しいので、全部バラバラにもちろん項立てにするという。それで先ほどの課題の所で、31ページの所は障がい児及びマイノリティーとしてくくってしまっていて、その中で例えば1)2)3)といこうかなと思ったんですけど、それも課題の所でも障がい児、アイヌ、外国籍の人たちという風にバラバラにしなきゃ具合が悪いんですよ。何となくそここのところだけまとめて片括弧で中身でいきたいんですけどね、なかなか世の中難しい現状があるらしくて。そういう分け方にせざるを得ないかなという感じ。それでそうなりますとだいたい第2章

ですね。札幌の子どもたちの実情という所はみんなで読み切ったということになるわけですが、今回一番大きく変わったのは小学校の部分をJ委員の定番というぐらい力が入っています。これはまだご報告していませんでした。ちょっと、新しい差し替え原稿を見ながらどこをどう配慮したか、ご説明いただけますか。

J委員

それでは小学校の方なんですけども、前回何点かご指摘をいただいて書き直していったんですけど、最初はどうしても文章力がないので、「子どもたちはこういう風に言ってます」というようなアンケートの、懇談会の子どもたちの声を書いていったんですけども、ご指摘いただいた所を書き直していきますと、「学校ではこうです」という現状を「学校では」という書き方でしたので全体的にそういう風には書き直しました。全部読んでいった方がいいんですか。

委員長

いや、前のやつとすごく変わったような所があれば

J委員

そうですね、はい。(1)ではだいたい前半は前の方と同じです。中盤に時間がない、空間がない、いくら友だちという人がいても時間や空間がないということを書きました。(1)の最後の方に商店や商業施設、ゲームセンターなんですけれども、そこでかなり子どもたちは今お金を使って遊ぶという感覚が小学校1、2年の頃からありますので、それを書いておきました。それから(2)です。だいたい変えたんですね。書き出しは同じだと思うんですけども、小学校でも6時間の授業、委員会、クラブを入れますとだいたい帰るのが4時近くになるという日が多い週ですと週4回、6年生はありますという現状を書きました。それから遠足とかスキー授業とかっていうのも今減ってきてまして、児童会のお楽しみ会的な全校集会の行事なんですけど、これもちょっと減る傾向にありますので書きました。そのあとは同じです。そして学級崩壊の所なんですけど、下から5行目、(2)の終わりから5行目なんですけど、『また、子どもは、ともすると自分の思いのみを先行させ、攻撃的になり、いじめや学習妨害の問題に至るような場合もあります』という風にまとめました。先ほどD委員のお話にも出ていたんですけども、子どもたちが地域・家庭・学校それぞれの場で愛情を持った人間関係を持つこと、これがもう権利学習の始まりだというような文章を書きました。そしてそれが教科学習を支える基盤になるというようなことを書きました。次に『学習』です。学習は前回とだいたい同じですが、ごめんなさい、学習は新しく付け足しました。これ、ないのはおかしいなと思ひまして、中学校のG委員のを見習いまして付け足しました。ここでは低学年のほとんどの子どもが学習の内容をよく理解しているけれども、高学年に進むにつれて学力の2極化、個人内による教科の差、それから意欲の減退、あと個人差などが大きくなるというようなことを書いています。また不得意な教科にはなかなか努力して

いかないため、なおさらわからなくなるという悪循環も書きました。子どもたち自身の中で学習の理解度を、例えば授業の中でどう発言するかとか、わかったことをどう記述的にまとめるかということではなくて、テストの点数で評価する子どもが多く、その点数を競い合う傾向が高学年になると出てくるということも書きました。それから です。字が濃くなっているんですが、ここが直った所ですね。 の『特別支援教育』。障がいのある子どもに括弧して軽度発達障害AD/H D、LD、アスペルガー症候群、高機能自閉症というのを明記しました。K委員の方からお話があった統合教育につきましては『障がいのある子どもも、ない子どもも同じ教室と一緒に、共に学び合い育ち合うことを目指しています』という文章で書きました。次、『学校づくりへの参加』、ここは同じです。 も同じです。 もほとんど変わっていないと思います。それから ですが、D委員にご指摘いただきまして、『小学校には、それぞれ異なる主旨目的を持った幼稚園及び保育園で育ってきた子どもたちや家庭で育ってきた子どもたちが入学してきます。この子どもたちがスムーズに学校生活に慣れ、友だちと仲良く学習・生活していけることは大きなことです。学校では、個々の育ちにに応じたきめ細かな教師の関わりと、家庭との連携が必要になります。子どもの個性や就学前の生活環境等についての情報を、幼稚園・保育園から小学校へと連携して引き継いでいくことが必要で、連携・引き継ぎのシステムや、引き継いだ内容の小学校教育への生かし方に、一層の充実が望まれます』という文章に書き換えました。以上です。

委員長 はい、この間の議論を踏まえて直していただきましたけれども、どうでしょうか。全面的に差し替えという形になっているので、もう一度ご意見をお伺いして先に進みたいと思いますが。

D委員 大変ブラボーだと思います。

委員長 ブラボーでございますか。

D委員 以上、僕もあれから言った責任があるものですから考えたんですけど、こんな風にうまくいきませんでした。特に幼稚園・保育園の連携はとてまブラボーです。

委員長 わかりました。

D委員 全体的にもとてもいいんじゃないかと思いますが。

委員長 わかりました。それじゃ小学校もこれでクリアと。

K委員 中身はすごくいいと思います。ちょっと1点だけ気になるので。統合教育の書いてくださった部分を『特別支援教育』という表題の中に入れ込んでしまうのがいいのかどうかということはどうなんだろうという。そこだけ

J委員 小学校の中に特殊学級が入っているんですよね。その特殊学級と日常的に子どもたちは一緒に勉強しているんです。行ったり来たりして。それが当た

り前になってしまっているの、あえて特別に統合教育と言わないで同じ学校という感覚なんです。

K委員　ごめんなさい、この辺は私も実態をよくわかっていないので質問という感じなんですけど、特別支援教育の問題点なんかもいろいろ指摘されていて、札幌市の中の、見た資料でいうと『教育推進計画素案』に対するパブリックコメントかなんかの市民の意見の中で、その問題性なんかも指摘されていたので位置づけだけでもどうなのかなと。これを変えた方がいいという意見を持っているわけではなくて、そこだけちょっと。特に異論がなければ私は。

委員長　皆さん、特にここはこういう書き方がいいんじゃないかという提案はないんですか。

K委員　提案まではないといえないのですが。

委員長　ないのにちょっとだけ文句を言ってみたと。

K委員　文句じゃなくて、ここに特別支援教育という表題の中に入れてしまうと何か逆に限られないのかなという疑問です。そこはそうじゃないよというのが皆さんに伝わっているのなら、特にこのまま変えなくていいと思います。

委員長　どうですか、ちょっと私もそちらの分野についてあまり知識がないので。

N委員　私もよくはわかっていないのかもしれないですけども、幼稚園の時には統合教育、統合保育という言葉を使っているんですね。小学校に行くとその学校とか、学級とかいろいろあって、今の特別支援教育というのは最近、発達障がいの子どもたちが普通学級に行きたいということが多くなってきて、それで希望があった場合にはやはり特別支援教育という名の下に行けると。だけでも行っても、先生が加配されるわけでもないし、とても困る状況であるとは思うんですね。でもねらいとしてはだんだん普通学級の中に障がい児が入っていくという状況にはあるんです。ですから言葉は違うけれども、同じ意味合いを持っています。障がい児の側からいうと統合という言葉を使うんだけれども、普通教育の中では統合という言葉を使っていないんです。

A副委員長　これ、『更なる推進』と書いてありますよね。これ、遠慮深い書き方だよね。

J委員　ちょっと遠慮して。すごく推進と書いたら、ここは簡単ではないので。

A副委員長　今、つくってきた養護学校だとか、こういう軽度の発達障がいに対するな統合的な試みとか、そういういろんなことを生かして、どんな風な子どもが入ってきても対処しますよというのが特別支援教育なんですけれども、そうすると養護学校も充実してくれ、加配も、教員の数もちゃんと考えてほしい、それから子どもが受ける個別プログラムの開発技術も高まってほしいなど、全てが揃わないと実はこの特別支援教育というのは完成しない、成立しないわけですよ。成立しないということを言わないで、途中で今何でもできますという話になりやすいので、ここは十分な条件がなければ、これは絵に描い

た餅になりますと書いた方が非常にはっきりした見解が出せる。だから遠慮したなという。

委員長 はい、どうぞ。

G委員 私も中学校の所で同じような文章を書いたんです。私は9月に富良野で教頭会の全道大会があって、その中の分科会でこのことについて触れたんですが、実際にこういったことについて取り組んでいる学校とか、地域とか、都市とか、郡部では正直差があるんですね。平成15年の後半からやっているわけですけど。ということはまさに大都市である札幌がこれからいろんな意味で、ハードの面でもソフトの面でも改善していかなきゃならない大きな問題というか、課題でもあるし、実態を伝えることは大事なことだなと私は思っています。

委員長 はい、どうぞ。

I委員 この所、中学校と同じような表現にした方がいいと思うんですよね。『障がいのある子ども、ない子どもも同じ教室と一緒に、共に学び育ち合うことを目指しています』というのは突っ込みすぎているんじゃないかと。ちょっと微妙なところがあるのですね。AD/H D、LD、アスペルガー症候群、高機能自閉症の子どもたちの特別支援と、障がいを持っている子どもが教室で遊ぶことというのはちょっと別な問題を含むんですね、学校の中では。特にその介護をする人たちが学校には現状ではいないんですよね。そういう子どもも同じ教室で学ぶということは理想なのかもしれないんだけど、現実としては非常に厳しい側面があるので、この所は中学校と同じ表記にした方がいいんじゃないかなと思います。

J委員 そうですね。私もちょっと迷ったんですが、統合教育とか交流教育の場合は在席が普通学級にないので、ある行事に参加したりとか、行ったり来たりする中で行われるのが統合教育、交流教育なんですけども、それを特別支援教育の中に入れるのはちょっと無理があったかもしれないんですよね。今、I委員がおっしゃったように同じ表記にした方が、そういう誤解がなくてよいかと思うんですが。統合教育の方をどうするかという点についてはどういたしましょうか。

A副委員長 今言ったように分けて表現した方がいいですね。

J委員 わかりました。それではこの所は中学校と同じようにして、『養護学校や小学校に在席していない子どもとの交流や、地域の中での学びの場を保障していく』というようなことを、統合教育という言葉を使わないで、そのようなことを入れればよろしいでしょうか。

I委員 それは障がい児の所に入っているから

J委員 じゃあ、ここには入れなくてよろしいということで。ではここから抜いて小学校と中学校、同じように揃えます。

委員長                    ちょっとじゃあ手を入れたやつ、まったく同じ要旨にしちゃうというのも。  
J委員                    前と同じではいかがですか。前と同じでよろしければ。  
委員長                    これでいきますか  
J委員                    はい。それは一般的に書きましたので。  
委員長                    じゃあ、これでいきましょう。前というか、この間配ったやつ。11ページのね。それで問題はないでしょうか。はい、じゃあ、そういたしましょう。それであとは大きく変わったのは、M委員の所でまた少し手を入れていただきましたので、ちょっとご説明を。

M委員                    前回の時に放課後の活動の場でも障がい児の部分を入れたらどうかという提案を受けて書いて、アンダーラインがあちこちに書いてあるのは最終的な分量をできるだけ少なく押さえるために、文言をさらに詰めたり、くどい表記を直したりというのがほとんどで、私の訂正している一番最後の部分、左側のページですね。下から3行目、『これらの「場」には』という所で、要するに児童会館ですとか、いろいろな子どもの団体の活動だとか、『これらの「場」には、障がいのある子どもたちも利用や参加することができますが、「一人では行動できない」「意思の疎通が難しい」場合が多く、保護者やボランティアによるサポートと周囲の正しい理解が必要となります。保護者としては、万が一のトラブルを考えると安易に「場」に出すことをためらい、自宅で過ごす時間が多いのが現実です。障がいのある子どもたちにとっても放課後に安心して遊べる場所、健常児との交流の場は大切です』。この5行を付け足したのが大きな違いです。

委員長                    ありがとうございます。どうでしょうか。この間の議論の趣旨は盛り込まれていると思うんですが、何かお気付きの点がありましたら。はい。それからD委員の部分が、わかりやすく。

D委員                    3行くらい付け加えました。ちょっとまた変えてほしい所があるので、ちょっと変えた文章を読みます。『このような環境は、信頼できる』、「信頼できる」をカットして『このような環境は、保護者・大人や友だちなど密接な人関係は』、「は」を「が」にしてください。『人関係が構築しにくく、子どもの発達に重要な依存構造が喪失状態に陥りやすい状況と思われる』。

委員長                    『喪失状態に陥りやすい』？

D委員                    あまりはっきり書いたらまずいかなと思って。曖昧にした方がいいんじゃないかと思って、文章を変えたところなんです。『また、ありのままの自分が受容され認められる、といった自己実現の過程なしに個の充実や発展はありえない、という育ちへの悪しき環境と思われます。』で文章は通じるんじゃないかなと。そして『現在、思春期に』、「多く」って入れなくてもいいですよ。いらないですね。あとはこのままでいいかと思うんですが、これの方がわかりやすいかなと。曖昧というか、断定していないからいいかなと思

うんですけど。どんなものでしょうかね。そして依存構造という言葉も入っているし、自己実現という言葉も入っているから。説明を3行ぐらいでということなので。それからもう一つは家族支援(ファミリーサポート)と書いてありますが、家族支援でいいかと思うんです。括弧を除いて。この方がわかりやすいかなと思ったんです。

委員長 『このような環境は、信頼できる』？

D委員 『このような環境は、』のあと『信頼できる』はカットです。カットして『保護者・大人や友だちなど』、『などと』ですね。『などと密接な人関係が』。これ、構築という言葉、難しいですね、どうする？『人関係が築きにくく』の方がわかりやすいですね。

委員長 『子どもの発達に重要な依存構造が喪失状態に陥りやすい状態になる』？  
D委員 曖昧にしないとダメかなと思ったものですから。

委員長 先生、確定稿を。

D委員 短くしようとするとうまい言葉を使わないと詰まっていけないんですよ。

委員長 その配慮はありがたいのですけれども、最終的な文章をまた手を入れて。

K委員 短くするためにすごく苦労されているのはわかるんですけど、D委員の所だけに限らないんだけど、今せっかく、ちょっと気がついたから。『依存構造喪失』とかっていう言葉って、O委員とか読んでどうなんだろうというか、ほかの所もそうなんだけど、表現が伝わっているかなというのが気になりました。

O委員 依存構造って何ですか。

K委員 絶対そうなると思う。

D委員 もう1回、書き直します。わかりやすい言葉に。そうしたら長くなるんですよ。

委員長 そこですよ。そこがプロの腕の見せ所だということ。

D委員 受容される』だとかも難しいですよ。『個の充実』というのも難しいでしょうね。

A副委員長 いや、適当な所で収めないと。甘えなんてしてしまうと、かえってわかりづらくなってしまいますので、それは避けたとして、依存と独立の説明をちゃんとして、信頼関係を乱すもとになっているものなんだということを表現したら、ここはわたっていけると思いませんか。

D委員 A副委員長に書いてもらった方がわかりやすいかもしれないね。

委員長 そんなところで押しつけあわないで、じゃあ、D委員お願いいたします。あとはI委員から、出番が来ておりますのでちょっとご説明願えますか。

I委員 2枚目に綴じてあるんですけども。別な所なんですけども、7ページのこの前検討した所なんですけども、1の下から4行目、この文章はやっぱりおかしいんじゃないかと思うんですよね。『近い将来、ともに社会をつくる

存在として。今はもう子どもをこういう風に捉えちゃいけないんじゃないかと。7ページの『近い将来』ってありますね。『ともに社会をつくる存在として一緒に歩いていかなければなりません』で、子どもの権利条約の精神からいうと今もう歩んでいるんだと思うんですよね。ですからこの文章をカットした方がいいんじゃないかと。

委員長  
I委員

そうね。趣旨としては。

いいですか。9ページにいきますね。9ページの(3)の5行目の所の『生活リズムが乱れていることから、基本的な生活習慣が乱れているように見えます』って、乱れているから乱れているという風な表現なので、気になったのでちょっと直した方がいいかなと思いました。直した文章をそこに書きましたから。私が勝手に。それから10ページですけども、『子どもと勉強』の所はこの間統計が違うと言われて、懇談会の時の統計の資料だったんです、私が引用したのは。ここには後ろの資料を引用して直しました。それが『子どもと勉強』の所です。それから次のページですが、『教師たちの現状』で、この間F委員から指摘された部分があったので、懇談会の中ではこういう意見があったというような表記に直しました。以上です。

委員長

ありがとうございます。今の指摘をいくつか、カットした方がいいんじゃないかとか、ちょっと言葉遣いがというあたりはそういう方向で考えていいですね。これで小学校もいきました。地域もいきました。マイノリティーもいきました。それでいよいよ残っているのは課題の所。31ページですね。これの(5)の所まで一応いったと。(6)の『子どもの育ちや成長に関わる人への支援』というのやっぱり条例に盛り込むべきではないかということでもとめてみましたけれども、この点についてはいかがでしょうか。はい、どうぞ。

D委員

1つだけ教えてほしい言葉が現実問題としてあるんですが、3行目の後半から、『子どもとともに親も育つような、子育て支援、親子支援』というのがありますが、家族支援。現実に保育園はもう家族支援なしに保育園の保育内容というのはあり得ないんです。ですから前にも保育園の先生、幼稚園の先生の懇談会の時に、実は学校との違いが決定的にそれなんだと。おそらく学校は人が少ないが故に家族支援まで手が回らない、気の毒な状態だということを保育園の先生方は盛んに強調していました。現実に家族支援は保育園の中でやっているわけですから。これは幼稚園もそうだろうと思うんです。N委員の最後の文章の所にもありました。家族支援を入れたらどうかという提案なんです。

委員長

これは子育て支援、親子支援に並べて家族支援ということでしょうか。

D委員

例えば？実は一時期、5、6年前かもっと前ですね。この子育て支援とか、親子支援とか言ってましたけれども、ほとんど今、若い人たちが日常使うの



は家族支援と言うことなんですね、保育園の中では。

委員長           じゃあ、ここへ『子どもとともに親も育つような、家族支援』とって、一言でいっちゃっていいんじゃないですか。あまりにもあっさりし過ぎますか。そういう趣旨ですよ。子育て支援も親子支援もトータルに含めりゃ家族支援ということで。ただ一般の人が家族支援と言われた時にわかるかな。

L委員           同じような言葉での意見なんですけれども、子育て支援と、今は子育て支援という言い方をしていますので。つまり『子どもたちが育っていく支援をしていく』というような言葉が使われることが多くなってきていると思うんですね。ですから家族支援だけでは、その子育て、子ども自身が育っていく支援はちょっと抜けているように思われますけど。

D委員           併記すればいいんじゃないですか。子育て支援、親子支援および家族支援を。今、おっしゃったように。この間、僕、ちょっとお話申し上げましたですよ。この言葉の統一、整合性というか、僕はほとんど子育てという言葉を使うんです。ですから今先生がおっしゃったようなことはあるでしょうけど、俗に言う子育て支援と親子支援と家族支援はまたちょっと違うんですね。要するに簡単な話、お母さんが来て「送りに来たけど、父さんがどうだ」とか、あるいはお母さんしかない家庭の中で、お母さんが来たけれどお母さんが病気になってしまったとか、お母さんが地方の地元の親のサポートに行かなきゃならない。そしたら親せきの人がどうだとか、そういうことを含めてこの家族支援ということをするものですから、一般論的に子育て支援、子育て支援とまたちょっとニュアンスが違うかなと。確かに理屈としては支援で一括りにすれば全部ひっくるまるんだとは思いますが、列記した方がわかりやすいのではないかと思うんですが。違うかな？

委員長           いろんな専門家がいますからね、この分野って。はい、岩田さん、どうぞ。

P委員           一般の方がわかりにくいのであれば研究します。私であれば子育て・子育て支援、家族支援ということでどうかなと。

委員長           もう一度。

P委員           子育て・子育て支援、全部これは子育て・子育てということで使われるので、子育て・子育て支援で、カンマをして家族支援という風にして親子は家族の中に入れさせてもらうということで、このぐらいの併記であればあまりダラダラという感じがしないので。

D委員           ありがとうございます、ホッとしました。

委員長           はい、結構でございます。よろしいでしょうか。そのあとはどうでしょうか。『ところで、支援の必要は、親だけに限らず、』と学校の先生も施設の先生も同じですという風が続いているんですが。それで最後に『教師の役割はとりわけ重要です』という風に特にと。

K委員           教師って限定している。

委員長           これはまあ、いろいろご意見があろうかなと思うんですけど、学校の現状を意識してということで、特にと。いいですか、皆さん。オーケーと言ったら、みんなの責任でございますからね。そういうことにまとめます。次、(7)(8)というのは制度の問題なんですけども、1つは『子どもの権利に関する専門委員会の設置』、それから『権利救済制度の設置』というか創設というのかな。これは別々に項立てを課題として置いてみたんですけども、どうでしょうか。これは具体的な制度として、例えば子どもの権利に関する専門委員会というのが救済のことまでやるという自治体もあるようなんですけども、どういう具体的な委員会にするかは別として、機能としてはそういう専門委員会と救済制度を分けておけばいいかなと思ひましてね。

E 委員           僕のすごいダラダラとわけのわからないレポートをここまでまとめてくださってありがとうございます。読んでて思ったことなんですけど、31ページ下から2行目、『委員には必ず子どもを加え』とあるんですけど、例えば川崎でしたら38条、小菅は19条、〇〇〇は20条にそれぞれ権利委員会が設けられていて、それを読むとそこにあるのは2つあって有識者が市民なんですね。子どもを加えるというのは今までないんです。もし札幌がこれをやるならすごく画期的なことだから僕はいいなと思うことと、ここで意見を述べさせていただきたいなと思ひまして。

委員長           専門委員会というぐらいだから、それなりの学識有識者がいるんですけども、ただ(3)の意見表明の所で子ども会議みたいなのところにも言及しろということがありましたけれども、それとはまた別な意味でこういう委員会に子どもが参加すると言うことはいいんじゃないですかね。スッと何の違和感もなく、私、書いてしまったんですけど。どうでしょうか、制度の具体的なものについてはまだ議論は詰めてませんので、これ以上踏み込んでどんな形にするというところまでの提言まではこの中間段階ではできないので、基本的にこういう機能を持った機関を我々は必要だと考えるというところでは一致できるのではないかなと思われんですけど、いいでしょうか。

K 委員           全体で確認することではないのですが、32ページの表現のところだけ確認したかったんですけども、(8)の下から3行目、ちょっとわかりづらいのが『権利侵害の申立に基づいて、権利を救済する活動と子どもの権利侵害状況を是正し、その予防をする勧告・監視する活動の二つ』と書いてあるのが。予防、勧告、監視という趣旨ですか。

A 副委員長       予防する勧告というのはあり得ないな。

K 委員           そうなんです。

委員長           これは権利侵害状態があれば当然是正の勧告ということだし、そうならないように勧告をすることもあるんじゃないかという。何かちょっとこなれませぬね。わかりました。指摘を加えて。いいですか。そうするとめでたく最

後まで皆さんに読んでいただきました。それで今後は、まだ今日までの2回の議論を踏まえて、今度は12月9日の場で議論して、それで確定するということになるので、12月9日までの間に今日までの2回の議論を踏まえて、また2回目のたたき台ということになるのかな、つくります。それでこれは9日の何日か前に皆さん方のお手元に届いていなければ9日は議論できませんので、前日か2日前あたりにお手元に届くようなことにしなきゃいけませんよね、課長。

事務局(課長) 12月5日に正副部会長会議ということですので、今日の変更点や何かをいったんまとめて、一応それを正副部会長会議で1回議論していただいて、その結果直して9日の検討委員会にということにしたいと思っています。

K委員 関連するのでちょっと手を挙げてしまったんですけども、意見というか、要望というか、提案というかなんですが、高校生委員3人の負担になりそうな意見なんですけど、全体の表現でやっぱりわかりづらい所とか、理解できないなという所は是非指摘してもらって。指摘してもらってというと3人の責任みたいになってしまうので、書く側も責任を持って理解できるような表現に工夫して2次案をつくりあげることができればと思います。

委員長 そうですね。3人の方はそういう観点から、この中間答申が果たしていいか悪いかというチェックをしていただかなければ、当然。ね、S委員、そういうわかんないや、こんなのというような中間答申じゃみっともないので。よろしく厳しいチェックをお願いしたいということで。

A副委員長 それと16ページの所とね。先ほど議論になった「進路実現」というカギ括弧を。これをそのまま残したとしても『「進路実現」を最大の目的とする見方とか考え方をさせて、子どもの最善の利益とみなすということ』という意味で、ここのカギ括弧の文脈がカギ的なんです。非常にいろんなことを書いている所なので、これはちょっと読み下すのに大変なのでもうちょっと整理してほしいなと。それからその同じ、2)学力信仰の下から2行目なんですけど、『進学校では「推薦入学」を勝ち取る目的のために』という風に1つ入れるとあとが通る。本当にニュアンス的にここはわかりづらい所なんです。という所なんかはきっと読みづらいたらうと。私も読んでちょっと物足りないというか、加筆の必要性があると思った所なので、高校生から率直なところをドンドンと。高校の所だけを読みなさいと言っている意味じゃないですよ。ほかの所も読んで通らない所、これはすんなり入らないという文章を発見してほしいと思います。

委員長 ですからこれから一応5日に正副でちょっともみますけれども、今日の議論が25でございませう。25だから。来週の月曜日あたりに1回正副のやりませうかね。正副部会長会議ね。今日が23でしょ。23なので、28。これは全員じゃなくて、それぞれの元の部会の代表と我々正副でということ。28

日、ダメなんですか。

F 委員 俺はね。やってて。

委員長 とりあえずやります。それで5日にもやりますから。そうしないと9日の日にちゃんとしたあれに、あんまり9日の日に議論があってあちこち直すようなことだとちょっと具合が。最終的に確定稿の議決ができないということになったらみっともないです。28日の、よろしいでしょうか、ここで。お願いしますね。

N 委員 でも高校生の人たちにわからない所を出してと言っているのは、そのあとでもいいんですか。

委員長 今のところそれなりにまとめないと、どこがどう変わっているのかというのがわからないんですよ。

N 委員 わからない所を早く出していただくことで、5日のあれになるわけでしょ。それじゃあ余裕がないかもわからないから。

委員長 だいたいもう今日の議論のところを差し替えとか出ていますので、そう時間がかからないのでたたき台ができますよね。ですからそういうのは早く3人に見てもらってということはやっていきたいと思えますけども。よろしくお願いいたします。

C 委員 3人はなかなか言いづらいと思うんですけど、きっと定期考査の直前じゃないかなと思うんですよ、この時期。

委員長 そんな事情があるなら言って下さい。

C 委員 確かそうだと思うんですよ。それでこれをやるのは3人にはちょっと辛すぎるかなという気はします。

委員長 そうか、試験っていつ終わるんですか。2日に終わる。

F 委員 間に合うしょ、5日だし。

委員長 じゃあ、こうしましょうか。28日にそれなりにしたやつをすぐ送って、試験が終わった、心に余裕のある時に見ていただいて。それならいいでしょ？ とにかくわかりづらい所だけでも赤く、それをどうしろとは言いませんからチェックをしてもらいましょう。そうしましょう。そうすると何となく。あとは原稿でまだ出ていないのは『はじめに』というやつなんですけどね。私書きますので、『はじめに』ですから何とかしますんで。そうやって少しもみます。あともし気になる点、お気付きの点はメールとかファックスで。

C 委員 最初に委員長がまだこられていない時に話をした、子ども会議という言葉、子ども委員会にという話をしていたんですけども、それはここで結論を出しちゃった方が次の時にまたもまなくてすむのではないかなと。

委員長 この28ページの条例検討子ども会議。仮称。

F 委員 仮称でもいいんだけど、委員会の方がいいんじゃないかと出たのさ。

委員長 これは条例をつくるためのね。子ども委員会か。

A副委員長       それは子どもから見たら少し固いと。表現の問題まで神経を使った方がいいんじゃないかと。委員会にしたらやっぱり子ども会議の方がソフトかなという見方もある。

委員長           学級委員会だって小学校からやっているわけですからね。会議の方が何となく大人の言葉で固そうに見えませんか？

A副委員長       そういういろいろな発言があります。

委員長           皆さんの方向としては委員会の方がいいのではないかという。じゃあ、そうしましょう。あとは鋭意我々の方で少し考えます。チェックを独自にしながら、また皆さんにご相談いたしますので。今日議論にのぼらないような手直し部分もあろうかと思えますけど、それは最終的に2回の正副部会長会議、それから9日の最終会議という所で諮っていきたいと思えますのでご了承ください。で、28日、5日、別に正副部会長でなくても心配だという方は出席して下さい。執筆者会議でも、出れる方は出て下さい。あとは事務局の方からの連絡ありでしょうか。

事務局(課長)    先の話なんですけども、来年、年が明けまして2月末か3月にまたフォーラムをやりたいと。これは中間答申を市民の方に報告して、それに対して意見も出るでしょうし。考えているんですが、ちょっとまだ具体的な話にはなっておりませんが、一応頭に入れておいていただければと。2月の最終の土日あたりかなと考えているんですが。

委員長           今までは中間答申という1つの目標があったから、今日まで来ていますけども、中間答申を出したあと来年度どういう形で本答申に行くかということの議論は、そんな余裕も今までなかったわけなんですけども、どっかでしなきゃいけないわけですよ。それはまだ特にお考えになっていない？

事務局(課長)    考えてはおりますけれども、まだちょっと委員会には諮っておりませんが、12月の最終の委員会か、それぐらいにちょっとお話ししなきゃいけないのかなと思っていますけども。

委員長           今のところ9日は年内の最後の委員会ということになっておりますよね。これで中間答申を仕上げたあとに、年内にもう1回ぐらいやるわけにはいきませんか。来年度どういう、これから。年が明けてしまったらもったいないですね、時間がね。考えましょう、皆さん。

I委員           中間答申というのは、できたらどういう風になるんですか。どこに行って、どういう風に検討されるとかというのが知らされていないんですよ。中間答申ってずっと言っていたけど。

委員長           本当にそうですね。中間答申だから市長の所に持って行って。寂しいですね。

事務局(課長)    中間答申は市長に答申する形になりますね。ですから12月の末ぐらいには市長の方に答申書をお渡しする形になると思います。

- I 委員 市長に行くだけですか。そのつくられたものが公開されるとか、たくさんの人に知らされるとかという機会はどのような風になるんですか。
- 事務局(課長) それは一般市民の方に配布できるような形にいたしますし、それからこれは厚いので、もうちょっとコンパクトにまとめたものを、市民用と子ども用を配布するという形になると考えております。
- 委員長 そうするとダイジェスト版はともかくとして、本物は冊子にしてそれなりの量を印刷されるわけですか。
- 事務局(課長) いたします。それよりもダイジェスト版といいますか、配布用のパンフレットの方が多くなると思います。これは非常に分厚いので、これを大量にという形にはならないのかなと思います。
- 委員長 そんなことのようにすけども。
- K 委員 関連なんですけど、中間答申を出したあとの流れの確認をやっぱり早くしなきゃいけないなと思っていて、そのあと例えば中間答申に対してパブリックコメント的なものを求めるのかとか、市民の人の声を聞く場をどうするのかとか、それを踏まえて条例案にどういう形で反映していくのかということと、その最終答申とのつながりの所は年内にきちっとシナリオを作る必要があるなと思いますね。
- 事務局(課長) 中間答申書を出して、概要版のパンフレットを出しますけども、それに手紙を付けようと思っているんですね。手紙と電話、ファックスですとか、それからホームページですとか、そういうもので市民からのご意見を頂こうと思っています。
- A 副委員長 今の具体的な手段は別として、その情報の扱いは公示されているものとみなしていいんですか。書類の形で公のものとして扱われて、それはみんなの見れる場所に。
- 事務局(課長) それは一般の方にも配布する形にいたしますので。
- A 副委員長 いや、公式文書であるということが1つ、やはりこれは作業の資料だということだとちょっとあれなので。
- 事務局(課長) それはやはり市民の方に配布して読んでいただくものです。
- A 副委員長 それで22ページの救済制度の設置のあとに、行政の内部機構との関連性ということをちゃんと言っておかないと。これは前にこの答申の報告をつくる時に、目次の最初の所に出ていたことなんですけども、未来局がこれを行政の内部で統合していく立場にあるんだというようなことをきちっと書いておくことが、例えば区ごとにやる作業の時とか、行政の施策、ほかの施策との整合性をとっていくとか、ほかの評価をチェックするというような時の作業に必ずかかってきて、この委員会はそこまで知らないというやり方もありますけども、実はこういうものが行政の中で使われていく仕組みを切り出しておいていかないと、そういうものはただ報告されたものとして終わってし

まうと。私はこれを書類としてきちんとその先々のことを組織と結び付けて考えているということを考えていくべきだということをお答申すべきだということをお申し上げたいと思います。

事務局（課長） 中間お答申は本お答申の方向性を示す案ですから、当然市民の方に公表して、そこでお意見を頂いて、それを元に来年、年が明けてから条例案検討に入っていく形だと思っております。

K委員 多分そこはイメージを共有できていると思うんですね。今、手紙を配布して、手紙を付けるという風に言われて、それが別に悪いとかじゃなくてどういう所で配布してどういう形で手紙を付けて渡すとか送るとかをやるのかとか、それからどれくらいからどれくらいの期間を設定してどういう風に市民の意見をもらう、市民の中にはもちろん子どもたちの意見ももらうとか、というところを一回議論をして、事務サイドだけで全部手続をして下さるというのではなくて、一緒に議論をして確定させるというプロセスも大事にしてほしいんですね。

C委員 いまK委員に似たようなことを言われてしまったんですが、同じような思いがあります。特にどのように伝えるのか、誰に伝えるのかといった時に、市民に伝える、市民の声をパブリックコメントという形で求めるというお話ありましたけれど、やはり子どもにどうやって届けるかということと、子どもからどうやって意見を聞き取るかということがすごく大事だと思っているので、前から何度も言ってますけども、その子ども委員会の設置ですね。その子ども委員会をどのように設置するのか、そして子ども委員会から意見をどうやって吸い取るのかということと一緒に考えていきたいなと思いますので、こうしましたと言うのではなくて、その辺よろしくお願ひしたいなと考えています。

H委員 同じようなことなんですけど、やっぱり子どもだとか市民の方の声を聞いているいろいろ書いて、この中間お答申をつくってきたんですけど、あの時点ではなかなかみんな子どもの権利条約、条例って何だろうとわからない時だったんじゃないかと。だからこういう風に具体的にになって実感だとか何かが明らかになってきた中では、もっといろいろな意見だとか話が出てくる機会になるんじゃないかなってすごく思うので、先ほどフォーラムを1回やるという話が出たんですけども、例えばそれを区ごとにやるとか、もっときめ細かくやって、今おっしゃってたような子どもからも大人からも意見を受けていくというのが必要なんじゃないかなと思うんですけど。

委員長 各区ごとも考えられているんですかね。

事務局（課長） 全体につきまして、12月に検討委員会の中で来年度に向けた方針をお話しする機会をつくっていかうかと思っています。

委員長 12月9日。もう1回年内に。まあ年末で忙しいと思うのですが、今後の方

向のたたき台みたいなものもないといけませんものね。17日は土曜日なんです  
が、どうですか。土曜日の夜。今後の委員会の方向性を。

事務局(部長) 中間答申後の動きなんです、1回目の会議の時にも、最終答申は8月ぐ  
らいを予定していますが、実際問題は検討しながらの、検討と言いますか、  
そういう形になっているものですから、基本的には中間答申を受けてから、  
市民にできるだけ伝わるように、その骨格は現在考えておりますけれど。そ  
れから市役所内部の調整なんです、最終的に条例案が出てまいりますと、  
当然できるかできないかということも出てきますし、そのあたりも今後、内  
部の調整をしていきたいと思えます。それでできれば9日以降、具体的にセ  
ットしていただければ、ある程度平生考えている行政の施策方向というもの  
がおおよそそのところ、お示しできるのかなと思えます。

委員長 やはり年内に1度入れましょう。9日に一段落をしてということになると、  
17日の土曜日というんじゃ早過ぎますかというか、大変でしょうか。あとさ  
らに次の週になってしまうと、もうどうしようもなくなってしまう。だから  
17日の時に完璧に何というわけじゃなくても、皆で方向性を議論するという  
ことも意義があるし、じゃ17日土曜日の夜6時。早い方が、じゃ4時?4時  
はいかがでしょうか。どう委員たちは。いよいよ来年度のこうあれだ。齊  
藤さんは?じゃ4時で。これは3時間も4時間もということにはならないか  
ら。そうしましたら日程の確認をしましたから。

事務局(係長) 9日の日、その時間がまだ決められていませんでしたが、そちらの方も。

委員長 平日ですので当然、夜の6時ということをお願いします。いいでしょうか、  
場所はまだ未定ということですが、今日のところは以上で締めたいと思いま  
すが、よろしいでしょうか。それではいよいよでございますので、お忙しい  
と思えますけど、ご協力のほどお願いいたします。